

# 臨時委員会の開催状況

第1 日時 平成13年9月1日(土)  
午前10時30分 ~ 午前10時50分

## 第2 出席者

### 1 国家公安委員会側

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

### 2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、  
情報通信局長、官房審議官(警備局担当)

## 第3 議事の概要

### 1 報告事項

#### (1) 平成13年度警察庁総合防災訓練の実施状況について

総合防災訓練概要

交通対策訓練概要

通信関係訓練概要

、 、 について、警察庁から、それぞれ報告があった。

委員から、「信号機が使用不能の場合の警察官による手信号の習熟と国民の正しい認識のための学習機会」について質問があり、警察庁から、「御指摘の件について、手信号の要領は警察学校においても教養しており、交通の教則本にも掲載されているところである。」旨、説明があった。

別の委員から、「埼玉県警察のヘリコプターが神奈川県川崎市上空を飛行し映像を送信しているとのことであるが、その映像はリアルタイムで警察庁へ送信されるのか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘の映像は、ヘリコプターから埼玉県警察本部へ送信され、通信衛星を経由して警察庁等へ送信される。これらの電波の到達する若干のタイムラグはあるが、人間が気にするほどのものではなく、ほぼリアルタイムで送信される。」旨、説明があった。

別の委員から、「非常事態が発生した際意思決定のプロセスについて伺いたい。また、このプロセスの中で各方面への連絡が遅れるなどの心配はないのか。」との質問があり、警察庁から、「最初に、当該事案に関係する都道府県警察が警察庁に情勢を報告する。例えば東京都内で震度5強以上、地方で震度6弱以上の地震が発生した際は、警察庁内に自動的に災害警備本部が設置される。同警備本部で情報収集し、必ず官邸の危機管理センターに同情報を伝える。被害状況によっては、警察庁内の災害警備本部が緊急災害警備本部等に格上げされ、また政府内では対策本部の設置について協議される。自衛隊の関係については、自衛隊法等に基づき、災害出動の要請は都道府県知事等が行うこととされている。知事部局と警察本部との間で設置された災害対策本部の情報が知事まで報告され、知事が自衛隊の災害出動要請について判断する。このように初動対応の方法は全部規定されているので、関係方面と協議しながら意思決定していくこととなる。また、御指摘の『連絡の遅延』の点については、阪神・淡路大震災の際の問題点を反省して、例えば被害のない県警察からヘリコプターを臨場させ情報収集させるなど、まず最初に現場の被害状況を把握する仕組みを構築した。なお、各都道府県警察のヘリコプターにいわゆる『ヘリナビ』を搭載の上、現在ヘリコプターがどの地域を飛行し、どの地域の情報を伝達しているのか自動的に表示し、同表示が官邸にも伝わるようなシステムの導入について、来年度に向けて予算要求をしているところである。」旨、説明があった。

( 2 ) 警察庁から、「本日発生した東京都新宿区歌舞伎町における雑居ビル火災に伴う多数焼死事件」について報告があった。

委員から、「本事件の捜査のため150人体制の捜査本部を設置したとのことであるが、その体制はどのような要素を基に決めるのか。」との質問があり、警察庁から、「事件事故の規模、当面の捜査事項等を勘案して捜査体制を整える。例えば死者を伴う火災事件では、死体の確認、現場の検証等にかかなりの人員、期間が必要となるので、その状況に応じて捜査員の必要人数も決まってくるものと思われる。」旨、説明があった。